

令和元年改正意匠法の全面施行後の状況について

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室長 神谷由紀

はじめに

令和元年改正意匠法が2020年4月に施行されてから早一年半が経過した。改正によって、意匠の保護対象が建築物など物品以外にも拡大されたほか、意匠権の存続期間の延長、関連意匠制度の利便性向上、組物の意匠の品目の刷新など、大幅に制度拡充が図られた。そして本年2021年4月に、令和元年改正のうち2段階施行が待たれていた7条その他の規定についても施行となり、ついに改正意匠法の全面施行と相成った次第である。

本稿では暫定的ではあるが改正法全面施行後の意匠登録出願の状況と、改正法下の意匠登録の事例を紹介したい。

I. 意匠登録出願全体の件数動向

〔表1〕は、出願人の内訳を内国、外国で分けた意匠登録出願全体の件数動向を、法改正前の2018年

からの四半期単位で示したグラフである*1。

2020年第1四半期において、意匠登録出願全体の件数は他の年の同期と比較しても明らかに落ち込んでいた。これは内国人からの出願の減少によるところが大きく、2020年春のコロナ禍初期において国内の社会経済活動が抑制された影響が大きいものとみられる。改正意匠法が施行された2020年第2四半期以降の出願は次第に回復し、上昇傾向がみられたが、緊急事態宣言下の2021年上半期の国内出願は再び下降気味である。一方、外国人からの出願は、近年増加傾向にあり、コロナ禍の2020年第一四半期も件数の減少がほとんどみられず、以降ますます増加している。外国人による出願割合は、近年25%程度であったものが30%前後へとシフトしており、日本での意匠権取得に意欲を持つユーザーのグローバル化が徐々に進んでいるものとみられる。

改正法施行初年度にコロナ禍の影響を受けたこと

●表1 意匠登録出願全体の件数動向（四半期単位）

